

令和3年度第2回木更津市公平委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和4年3月24日(木)
- 2 場 所 等 書面開催
- 3 出 席 者 〔委 員〕 白石委員長、川名委員、露崎委員
- 3 議 題

- (1) 令和3年度第2回公平委員会会議を書面決議にて実施することについて
- (2) 「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 令和3年度事業報告について
- (4) 令和4年度事業計画について

4 事務局説明事項

議題(1)「令和3年度第2回公平委員会会議を書面決議にて実施することについて」でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、会議の開催を中止し、書面にて決議を行うものでございます。

議題(2)「「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」の制定について」ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

こちらにありますように、職員給与の適正化を図るため、本市独自となっております行政職給料表を国に準じた給料表に改定をいたします。それに併せまして、職制の見直しを実施いたします。

資料15ページをご覧ください。

改定後の標準的な職務を、8級に部長、7級に次長及び課長、6級に課長補佐、5級に係長、4級に主査、3級に主任主事、2級に主事、1級に事務員として見直しを行います。

公平委員会では、地方公務員法第52条第3項及び第53条第4項に基づき管理職員等の範囲を規則で定め、職員組合が適正な職員で組織されているかの審査を行っていることから、これらの職制の見直しに伴い、職員組合に加入できない職員の範囲を明確にするため規則を改正するものです。

資料18ページをご覧ください。

本日の会議にて承認が得られましたら、本案のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布いたします。

議題(3)「令和3年度事業報告について」、ご説明いたします。

資料21ページをご覧ください。

はじめに联合会関係でございますが、千葉縣市町村公平委員会联合会役員会及び総会、全国公平委員会联合会関東支部役員会及び総会並びに全国公平委員会联合会理事会及び通常総会は、それぞれ書面決議にて実施されました。

本市公平委員会といたしましては、8月に第1回の会議を書面決議にて実施いたしました。そして、第2回の会議につきましては、書面決議を実施しているところでございます。

また、今年度につきましては、職員の給与、勤務条件の措置の要求、不利益処分に対する審査請求、職員の苦情についてはございませんでした。

議題(4)「令和4年度事業計画について」、ご説明いたします。

資料22ページをご覧ください。

はじめに联合会関係でございますが、4月に千葉縣市町村公平委員会联合会役員会、総会及び研究会が開催される予定でございましたが、役員会と総会は書面決議で実施することとなり、研究会は中止となりました。5月12日には、全国公平委員会联合会関東支部総会及び第1回研究会が開催される予定でございましたが、総会は書面決議で実施することとなり、研究会は中止となりました。7月7日及び8日に 全国公平委員会联合会本部研究会が2日間にわたって、開催されます。10月には、13日に全国公平委員会联合会関東支部第2回研究会が、28日に全国公平委員会联合会通常総会が開催されます。

次に、本市公平委員会関係ですが、8月には、本市の職員組合の役員選挙が行われるため、今年度同様に、職員団体登録事項の変更に関する審査をお願いすることとなる予定でございます。会議開催日は未定となっておりますが、8月下旬を予定しております。

次に令和5年3月には、年度末の報告や、次年度計画などのため、2回目の開催を予定しております。

そのほか、職員からの申し立てがあれば、随時開催させていただくこととなります。

大変恐縮ですが、延べ2日間開催される7月7日及び8日の全国公平委員会联合会本部研究会について、7日は川名委員に、8日は露崎委員に、10月13日の全国公平委員会联合会関東支部第2回研究会には委員長に、10月28日の全国公平委員会联合会通常総会には露崎委員にご出席いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

5 会議結果

- (1) 令和3年度第2回公平委員会会議を書面決議にて実施することについて
異議なし：3 異議あり：0
- (2) 「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」の制定について
異議なし：3 異議あり：0
- (3) 令和3年度事業報告について
異議なし：3 異議あり：0
- (4) 令和4年度事業計画について
異議なし：3 異議あり：0